平成２２年（フ）第１８３号
愛知県岩倉市栄町２丁目９番地
債務者　小林　稚子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２２年（フ）第４０４号
京都市東山区東大路五条上る梅林町563番地
３　クラウンハイム京都五条坂フラワーコート502
債務者　上田　実加（旧姓榊原）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４２２号
京都市伏見区向島立河原町42番地　日向ハイツ１号
債務者　北川　達哉
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第４８６号
京都市右京区梅津構口町49番地　構口荘
債務者　金村　和雄
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第５７８号
京都府宇治市宇治蔭山68番地の101
債務者　薮内こと　籔内　佳子（旧姓井関）
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６２３号
京都府城陽市水主北垣内12番地の２
債務者　宮地美智子
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７６６号
京都市西京区嵐山東海道町34番地７
債務者　岩谷　昌代
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第７９８号
京都市伏見区深草西浦町６丁目65番地１　深草団地２棟101号
債務者　村上　雅計
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８３２号
京都市右京区西院矢掛町13番地　大八木恵美子方
債務者　長谷川元明
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８８９号
京都府城陽市久世里ノ西15番地の９　ヴィラ久津川205号
債務者　浜口　直哉
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月20日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第６８号
香川県坂出市御供所町１丁目４番13号
債務者　田中　尚子
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月21日まで
高松地方裁判所丸亀支部

平成２２年（フ）第８８号
宮城県大崎市古川中里３丁目11番32号　13号棟
債務者　菅原　奈美（旧姓永根）
1　決定年月日時　平成22年５月21日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第９６号
宮城県栗原市若柳字川南上堤228番地
債務者　菅原　和枝
1　決定年月日時　平成22年５月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２２年（フ）第８８号
山口県山陽小野田市大字西高泊230番地
債務者　岩間　克博
1　決定年月日時　平成22年５月25日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月22日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第５４５号
宮城県塩竈市北浜１丁目８番３号
債務者　遊佐　英行
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第５９３号
宮城県多賀城市高橋１丁目15番42号
債務者　今野　武司
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９３号
仙台市青葉区高松１丁目９番11―203号
債務者　平安山正和
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第６９６号
宮城県名取市ゆりが丘４丁目７番地の４
債務者　永野　明美
1　決定年月日時　平成22年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年７月23日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係